

国立国会図書館職員のセクシユアル・ハラスメントの防止等に関する件

(平成十一年六月二十九日館長決定第三号)

改正 平成十九年五月 十日館長決定第六号
令和 二年五月二十九日同 第三号

(趣旨)

1 本件は、国立国会図書館職員(以下「職員」という。)がその能率を十分發揮できるような勤務環境を確保することを目的として、セクシユアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシユアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

2 本件において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 セクシユアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動

二 セクシユアル・ハラスメントの防止及び排除 セクシユアル・ハラスメントが行われることを未然に防ぐとともに、セクシユアル・ハラスメントが現に行われている場合にその行為を

制止し、及びその状態を解消すること。

三 セクシユアル・ハラスメントに起因する問題 セクシユアル・ハラスメントのため職員の勤務環境が害されること及びセクシユアル・ハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けること。

(不利益取扱いの禁止)

3 職員は、セクシユアル・ハラスメントを行った職員に対する拒否、セクシユアル・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシユアル・ハラスメントに関し正当な対応をしたことのためにいかなる不利益も受けない。

(職員の責務)

4 職員は、セクシユアル・ハラスメントをしてはならない。

(監督者の責務)

5 職員を監督する地位にある者(以下「監督者」という。)は、良好な勤務環境を確保するため、次の各号に掲げる事項に注意してセクシユアル・ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

一 日常の執務を通じた指導等により、セクシユアル・ハラスメントに関し、監督する職員の注意を喚起し、セクシユアル・ハラスメントに関する認識を深めさせること。

二 セクシユアル・ハラスメントが職場に生じていないか、又は生じるおそれがないか、監督する職員の言動に十分な注意を払

い、勤務環境を害する言動を見逃さないようにすること。

三 セクシユアル・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシユアル・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けていないか、又はそのおそれがないか、監督する職員の言動に十分な注意を払い、勤務環境を害する言動を見逃さないようにすること。

四 セクシユアル・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシユアル・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならないこと。

五 職員からセクシユアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談があつた場合には、真摯かつ迅速に対応すること。

6 監督者は、セクシユアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(研修等)

7 セクシユアル・ハラスメントの防止等のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図る。

8 セクシユアル・ハラスメントの防止等のため、職員に対し、研修を実施する。この場合において、特に、新たに職員となった者にセクシユアル・ハラスメントに関する基本的な事項について理解させること並びに新たに監督者となった職員にセクシユアル

ル・ハラスメントの防止等に関しその求められる役割及び技能について理解させることに留意するものとする。

(再発防止)

9 セクシユアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、再発防止に向けて、職員の意識啓発、研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

10 本件の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

本件は、平成十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成十九年五月十日館長決定第六号)

本件は、平成十九年五月十日から施行する。

附 則 (令和二年五月二十九日館長決定第三号)

本件は、令和二年六月一日から施行する。